

未収債権の目標及び具体処理策

所属	都市整備局	課・担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権名	住宅使用料	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-------	------	--------	-------------	-----	-----	-------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	823,079	820	822,259	151,065	82,251	234,136	588,943	18.4%	28.4%	37,034,016	36,885,550	0	36,885,550	148,466	99.6%	99.6%	97.8%	98.1%	737,409
平29実績	737,409	-2,851	740,260	151,892	103,069	252,110	485,299	20.5%	34.2%	37,245,480	37,102,864	0	37,102,864	142,616	99.6%	99.6%	98.1%	98.3%	627,915
平30当初目標	629,384	0	629,384	149,164	63,578	212,742	416,642	23.7%	33.8%	38,545,360	38,391,181	0	38,391,181	154,179	99.6%	99.6%	98.4%	98.5%	570,821
平30実績	627,915	-898	628,813	142,535	148,416	290,053	337,862	22.7%	46.2%	37,476,472	37,339,485	0	37,339,485	136,987	99.6%	99.6%	98.4%	98.8%	474,849
令元当初目標	570,821	0	570,821	135,285	47,271	182,556	388,265	23.7%	32.0%	38,489,994	38,336,034	0	38,336,034	153,960	99.6%	99.6%	98.5%	98.6%	542,225
令元努力目標	474,849	0	474,849	107,791	39,728	147,519	327,330	22.7%	31.1%	38,694,830	38,540,050	0	38,540,050	154,780	99.6%	99.6%	98.7%	98.8%	482,110
令2当初目標	482,110	0	482,110	109,439	20,428	129,867	352,243	22.7%	26.9%	38,694,830	38,540,050	0	38,540,050	154,780	99.6%	99.6%	98.7%	98.7%	507,023

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権								合計 ①~⑯				
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑤ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯	整理債権 ⑩~⑯ 計					
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行なったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	合計 ①~⑯
	非強公・私債権																					
過年度	件数	37	5,601	317	14	20	652	1,053	881	0	8,575	74	783	146	570	291	0	0	0	0	1,864	10,439
過年度	残高	1,185	178,272	9,560	422	731	17,168	42,597	28,183	0	278,118	2,502	24,773	5,863	18,062	8,544	0	0	0	0	59,744	337,862
現年度	件数	144	2,706	89	402	0	655	7	18	0	4,021	0	15	3	0	0	0	0	0	0	18	4,039
現年度	残高	5,326	90,117	3,106	15,537	0	21,383	500	527	0	136,496	0	435	56	0	0	0	0	0	0	491	136,987

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	3,949	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	14,478
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	474,849

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど、引き続き収納率の向上を図る。 ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、平成30年7月稼働予定の住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。 ・取消通知対象者のうち、通知発送事務期間中に一部納付をするものの完納せず、滞納が常態化している者に対して、取消通知事務の厳格化を図り、早期の滞納解消を求めていく。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人より退去した滞納者や相続人に督促を行うとともに、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど収納率の向上を図った。 (平成30年度3月末時点委託先回収額: 7,629千円) ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、まずは本市において督促や訪問員による現地訪問督促を実施し、支払いに応じない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とした。 ・分割納付を誓約している者については、本市が常に履行状況を確認し不履行になった場合には先ずは本市において速やかに督促を実施。 (平成30年度3月末時点督促発送件数: 678件) ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行った。 (平成30年度3月末時点債権差押申立件数: 35件 取立件数: 29件) ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者のうち督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのあるものについて、支払督促の取り組みを行った。 (平成30年度3月末時点対象者: 8件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において文書・電話による督促などを引き続き実施した。また、滞納整理の取り組みをより実効あらしめるために督促方法の具体的な事例を踏まえた研修を定期的に行った。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解手続きへの誘導を実施した。 (平成30年度3月末時点即決和解申出件数: 240件) ・即決和解申出者に対し和解期日まで滞納額が増加しないよう電話及び文書による督促を実施するとともに、即決和解当日不出頭者には翌月に取消通知を発送した。 ・口座振替・代理納付実施率の向上のため取り組みを行った。 ・代理納付可能世帯における代理納付実施率: 97.0% ・取消通知対象者のうち、通知発送事務期間中に一部納付をするものの完納せず、滞納が常態化している者に対して、取消通知事務の厳格化を図り、早期の滞納解消を求めた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・退去後、所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高率で推移している収納率の維持・向上を図るため、これまでの取組みの継続と更なる向上策の検討が必要。 ・即決和解申出から実際の和解までの間滞納額を増やさない取組みが必要。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者で所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や保証人に対して、滞納者に対する納付説得依頼の文書発送を引き続き実施、また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・和解申出者に対し和解期日まで毎月の収納状況を管理、滞納額の増加を増やさないよう電話および文書による督促を継続して行う。

5. 令和元年度の取組内容 (1. 「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4. 「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど、引き続き収納率の向上を図る。 ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や保証人に対して、滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較 (未収金残高1億円以上の債権のみ)

※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中 大阪市 2 位
(合計徴収率)

② 過年度徴収率 大阪市 20.5% / 政令指定都市平均 20.9% 現年度徴収率 大阪市 99.6% / 政令指定都市平均 99.0% 合計徴収率(過年度+現年度) 大阪市 98.1% / 政令指定都市平均 92.1%

未収債権の目標及び具体処理策

所属	都市整備局	課・担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権名	不正入居等損害金	債権区分	私債権
----	-------	------	--------	-------------	-----	-----	----------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「ー」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	1,636,485	4,253	1,632,232	24,210	108,831	137,294	1,499,191	1.5%	8.4%	44,758	6,606	0	6,606	38,152	14.8%	14.8%	1.8%	8.6%	1,537,343
平29実績	1,537,343	3,157	1,534,186	24,341	134,293	161,791	1,375,552	1.6%	10.5%	62,052	8,116	0	8,116	53,936	13.1%	13.1%	2.0%	10.6%	1,429,488
平30当初目標	1,499,120	0	1,499,120	22,487	60,000	82,487	1,416,633	1.5%	5.5%	58,518	7,540	0	7,540	50,978	12.9%	12.9%	1.9%	5.8%	1,467,611
平30実績	1,429,488	2,303	1,427,185	22,677	199,512	224,492	1,204,996	1.6%	15.7%	49,121	8,831	0	8,831	40,290	18.0%	18.0%	2.1%	15.8%	1,245,286
令元当初目標	1,467,611	0	1,467,611	22,014	60,000	82,014	1,385,597	1.5%	5.6%	58,518	7,540	0	7,540	50,978	12.9%	12.9%	1.9%	5.9%	1,436,575
令元努力目標	1,245,286	0	1,245,286	18,679	60,000	78,679	1,166,607	1.5%	6.3%	52,665	7,540	0	7,540	45,125	14.3%	14.3%	2.0%	6.6%	1,211,732
令2当初目標	1,211,732	0	1,211,732	18,176	30,000	48,176	1,163,556	1.5%	4.0%	52,665	7,540	0	7,540	45,125	14.3%	14.3%	2.0%	4.4%	1,208,681

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権										整理債権							合計 ①~⑯				
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑤ ⑬	⑦ ⑭	⑥ ⑮	⑩~⑯ 計						
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行なったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計
	非強公・私債権																					
過年度	件数	25	11,867	517	31	94	701	2,534	1,314	17,083	1,421	1,353	102	674	3,014					251	6,815	23,898
過年度	残高	897	602,212	24,522	3,253	5,348	32,748	138,450	58,823	866,253	74,372	68,713	10,949	32,445	137,920					14,344	338,743	1,204,996
現年度	件数	105	313	124	130		35		6	713		55	6		23					84		797
現年度	残高	6,006	11,883	5,444	9,714		1,799		330	35,176		2,926	1,356		832					5,114		40,290

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2,227	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	24,695
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	1,245,286

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明のものについては、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、平成30年7月稼働予定の住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・本市と分割納付を誓約しているものについては、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・退去滞納者に対して督促を行うも支払いがないものに対しては、速やかに法的措置による徴収の強化を図る。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行业者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めた。 ・今年度から、住宅使用料の過年度分と同様に、退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託した。(平成30年度3月末時点委託先回収額:5,955千円) ・所在の判明している退去滞納者に対して、本市による文書督促や訪問員による現地訪問督促を実施。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とした。 ・分割納付を誓約している者については、本市が常に履行状況を確認し不履行になった場合には先ずは本市において速やかに督促を実施。(平成30年度3月末時点督促発送件数:678件) ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を実施。(平成30年度3月末時点債権差押申立件数:35件 取立件数:29件) ・相続人不存在のもの、住所地在職権削除されている等所在不明のものに対する債権(債権額が10万円以上のもの)について、議決を得て債権放棄を実施した。(30件:21,629,253円) ・相続人不存在のもの、住所地在職権削除されている等所在不明のものに対する債権(債権額が10万円未満のもの)について市長専決処分による債権放棄を実施した。(2件:91,240円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施した。(平成30年度3月末時点即決和解申出件数:240件) ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する取り組みを行った。(平成31年3月末時点 訴訟案件自主退去件数:5件) ・強制執行について、引き続き執行业者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金がある滞納者については、強制執行により退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求実施後、滞納解消がなく、訴訟提起・明渡判決確定となった者については、使用承認取消処分以降、住宅の明渡しがなされるまでの期間について損害金が課せられるが、訴訟手続きには一定の期間を要するため、強制執行により明渡しとなる者については、相当長期となり損害金も多額となる。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者で所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求者で分割納付の和解を行う者については、引き続き即決和解を促し、損害金の発生を防ぐための措置を講じる。 ・明渡判決確定者についても、単純に強制執行を待つだけでなく、引き続き囑託職員による現地訪問などを実施し、早期の自主退去を促し、損害金調定額の増大を防ぐ。

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど、引き続き収納率の向上を図る。 ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明のものについては、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行业者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中 (合計徴収率) 大阪市 15 位

② 過年度徴収率 大阪市 1.6% / 政令指定都市平均 4.2% 現年度徴収率 大阪市 13.1% / 政令指定都市平均 42.8% 合計徴収率(過年度+現年度) 大阪市 2.0% / 政令指定都市平均 26.8%

未収債権の目標及び具体処理策

所属	都市整備局	課・担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	003	債権名	市営住宅附帯駐車場納付金	債権区分	私債権
----	-------	------	--------	-------------	-----	-----	--------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	3,529	0	3,529	429	477	906	2,623	12.2%	25.7%	0	0	0	0	0	-	-	12.2%	25.7%	2,623
平29実績	2,623	0	2,623	52	1,347	1,399	1,224	2.0%	53.3%	0	0	0	0	0	-	-	2.0%	53.3%	1,224
平30当初目標	1,459	0	1,459	36	0	36	1,423	2.5%	2.5%	0	0	0	0	0	-	-	2.5%	2.5%	1,423
平30実績	1,224	0	1,224	222	151	373	851	18.1%	30.5%	0	0	0	0	0	-	-	18.1%	30.5%	851
令元当初目標	1,423	0	1,423	36	0	36	1,387	2.5%	2.5%	0	0	0	0	0	-	-	2.5%	2.5%	1,387
令元努力目標	851	0	851	17	373	390	461	2.0%	45.8%	0	0	0	0	0	-	-	2.0%	45.8%	461
令2当初目標	461	0	461	9	0	9	452	2.0%	2.0%	0	0	0	0	0	-	-	2.0%	2.0%	452

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権						合計 ①~⑯		
	③-C ①	③-D ②	③-E、F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑤ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮		⑥ ⑯	整理債権 ⑩~⑯ 計
状況	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行なったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	
過年度	件数	57							57							16	16	73
	残高	652							652							199	199	851
現年度	件数								0								0	0
	残高								0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	29	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	73
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	851

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。 一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組む。 所在不明者については定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 	—
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 本市からの督促で支払いがない者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託した。 一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組みを進めた。 所在不明者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めた。 相続人不存在のものに対する債権(債権額が10万円未満のもの)について市長専決処分による債権放棄を実施した。(1件:12,600円) 	—
課題	<ul style="list-style-type: none"> 退去後、所在不明となっている者への督促が困難となっている。 	—
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 退去滞納者で所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	—

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。 一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組む。 所在不明者については定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	都市整備局	課・担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	004	債権名	市営住宅附帯駐車場使用料	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-------	------	--------	-------------	-----	-----	--------------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「ー」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	9,663	72	9,591	6,979	157	7,208	2,455	72.8%	74.6%	2,680,030	2,668,497	0	2,668,497	11,533	99.6%	99.6%	99.5%	99.5%	13,988
平29実績	13,988	516	13,472	9,296	49	9,861	4,127	69.0%	70.5%	2,616,406	2,608,724	0	2,608,724	7,682	99.7%	99.7%	99.5%	99.6%	11,809
平30当初目標	13,717	0	13,717	6,378	0	6,378	7,339	46.5%	46.5%	2,764,930	2,756,635	0	2,756,635	8,295	99.7%	99.7%	99.4%	99.4%	15,634
平30実績	11,809	-2	11,811	7,199	38	7,235	4,574	61.0%	61.3%	2,548,421	2,541,884	0	2,541,884	6,537	99.7%	99.7%	99.6%	99.6%	11,111
令元当初目標	15,634	0	15,634	5,816	0	5,816	9,818	37.2%	37.2%	2,761,301	2,753,017	0	2,753,017	8,284	99.7%	99.7%	99.3%	99.3%	18,102
令元努力目標	11,111	0	11,111	5,960	0	5,960	5,151	53.6%	53.6%	2,696,809	2,688,718	0	2,688,718	8,091	99.7%	99.7%	99.5%	99.5%	13,242
令2当初目標	13,242	0	13,242	6,251	493	6,744	6,498	47.2%	50.9%	2,626,748	2,618,868	0	2,618,868	7,880	99.7%	99.7%	99.4%	99.5%	14,378

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権										整理債権						合計 ①~⑯		
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑤ ⑬	⑦ ⑭	⑥ ⑮	⑩~⑯ 計			
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行なったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	合計 ①~⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの					債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数		194	12	94		85	1	7						2			2	395
	残高		2,268	149	1,067		978	13	82		4,557				17			17	4,574
現年度	件数	6	410	19	47		69		2		553							0	553
	残高	76	4,895	198	546		797		25		6,537							0	6,537

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	446	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	948
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	11,111

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、平成30年7月稼働予定の住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による文書督促や訪問員による現地訪問督促を実施した。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とした。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において文書・電話による督促などを引き続き実施した。また、滞納整理の取り組みをより実効あらしめるために督促方法の具体的な事例を踏まえた研修を定期的に行った。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施。(平成30年度3月末時点即決和解申出件数:36件) ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・退去後、所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度徴収目標率の達成を図るため、これまでの取組みの継続と更なる向上策の検討が必要。 ・即決和解申出から実際の和解までの間滞納額を増やさない取組みが必要。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者で所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヵ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促を引き続き実施、また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・和解申出者に対し和解期日まで毎月の収納状況を管理、滞納額の増加を増やさないよう電話および文書による督促を継続して行う。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者については債権回収を専門に行っている弁護士法人に委託しており、引き続き収納率の向上を図る。 ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促を引き続き実施。また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替実施率の向上を目指す。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	都市整備局	課・担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	005	債権名	市営住宅附帯駐車場損害金	債権区分	私債権
----	-------	------	--------	-------------	-----	-----	--------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分										現年度分						合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	3,275	-37	3,312	1,114	0	1,077	2,198	33.6%	32.9%	3,575	445	0	445	3,130	12.4%	12.4%	22.6%	22.2%	5,328
平29実績	5,328	330	4,998	144	0	474	4,854	2.9%	8.9%	5,233	751	0	751	4,482	14.4%	14.4%	8.7%	11.6%	9,336
平30当初目標	12,262	0	12,262	183	0	183	12,079	1.5%	1.5%	7,571	462	0	462	7,109	6.1%	6.1%	3.3%	3.3%	19,188
平30実績	9,336	112	9,224	709	0	821	8,515	7.7%	8.8%	3,106	570	0	570	2,536	18.4%	18.4%	10.4%	11.2%	11,051
令元当初目標	19,188	0	19,188	287	0	287	18,901	1.5%	1.5%	7,571	462	0	462	7,109	6.1%	6.1%	2.8%	2.8%	26,010
令元努力目標	11,051	0	11,051	166	0	166	10,885	1.5%	1.5%	2,873	319	0	319	2,554	11.1%	11.1%	3.5%	3.5%	13,439
令2当初目標	13,439	0	13,439	202	0	202	13,237	1.5%	1.5%	2,798	310	0	310	2,488	11.1%	11.1%	3.2%	3.2%	15,725

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権										整理債権						合計 ①~⑯
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧	⑤	⑦	⑥	整理債権 ⑩~⑯ 計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		⑮	
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行なったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行なったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの		債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの
非強制公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの				債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	143	5	120	26	6	1	301	4						4	305	
過年度	残高	3,122	101	2,500	605	151	1,021	7,500	1,015						1,015	8,515	
現年度	件数	12	23	23	54	12	2	126	5						5	131	
現年度	残高	151	407	515	1,138	235	27	2,473	63						63	2,536	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	69	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	436
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	11,051

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、平成30年7月稼働予定の住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付により支払いを開始した者については、誓約内容の履行状況を常時監視し、不履行者には速やかに督促を行い、一定の督促を行うも無反応者については法的措置による徴収の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求等の法的措置を継続して実施する。 ・一括での完納が難しいが分割での支払意思を示した者については引き続き即決和解への誘導を進める。 ・引き続き現地訪問による督促の強化を図る。 ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めた。 ・今年度から、駐車場使用料の過年度分と同様に、退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託した。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、本市による文書督促や訪問員による現地訪問督促を実施した。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とした。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求等の法的措置を実施。 ・一括での完納が難しいが分割での支払意思を示した者については即決和解への誘導を行った。 (平成30年度3月末時点即決和解申出件数:36件) ・現地訪問による督促の強化を図った。 ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する取り組みを行った。 ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金がある滞納者については、強制執行により退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したもののについても、支払意欲がないものが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求実施後、滞納解消がなく、訴訟提起・明渡判決確定となった者については、使用承認取消処分以降、明渡しがなされるまでの期間について損害金が課せられるが、訴訟手続きには一定の期間を要するため、強制執行により明渡しとなる者については、相当長期となり損害金も多額となる。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明者については定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求者で分割納付の和解を行う者については、即決和解を促し、損害金の発生を防ぐための措置を講じる。 ・明渡判決確定者についても、単に強制執行を待つだけでなく、引き続き嘱託職員による現地訪問などを実施し、早期の自主返還を促し、損害金調定額の増大を防ぐ。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、引続き収納率の向上を図る。 ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	都市整備局	課・担当	区画整理課清算グループ	債権整理番号(3ケタ)	006	債権名	土地区画整理事業に伴う換地清算徴収金	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	-------	------	-------------	-------------	-----	-----	--------------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	25,039		25,039	2,404	1,109	3,513	21,526	9.6%	14.0%	23,154	19,864		19,864	3,290	85.8%	85.8%	46.2%	48.5%	24,816
平29実績	24,816		24,816	2,763		2,763	22,053	11.1%	11.1%	21,051	19,222		19,222	1,829	91.3%	91.3%	47.9%	47.9%	23,882
平30当初目標	23,556		23,556	2,851		2,851	20,705	12.1%	12.1%	11,438	10,443		10,443	995	91.3%	91.3%	38.0%	38.0%	21,700
平30実績	23,882		23,882	2,771		2,771	21,111	11.6%	11.6%	10,562	9,109		9,109	1,453	86.2%	86.2%	34.5%	34.5%	22,564
令元当初目標	21,700		21,700	2,626		2,626	19,074	12.1%	12.1%	2,166	1,978		1,978	188	91.3%	91.3%	19.3%	19.3%	19,262
令元努力目標	22,564		22,564	4,313		4,313	18,251	19.1%	19.1%	2,131	1,761		1,761	370	82.6%	82.6%	24.6%	24.6%	18,621
令2当初目標	18,621		18,621	1,271		1,271	17,350	6.8%	6.8%	1,445	1,076		1,076	369	74.5%	74.5%	11.7%	11.7%	17,719

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯	
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑧ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行つたが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行つたが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	差押えを行つたが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	
	非強制公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		3	1		3	10	7	14	38							0	38
	残高		2,735	234		189	1,742	9,337	6,874	21,111							0	21,111
現年度	件数		2				1	3		5	11						0	11
	残高		1,035				0	300		118	1,453						0	1,453

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	42	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	49
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	22,564

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納付者1名につき年1回以上、残高を文書で通知し、納付意識の向上を図る。併せて分納中の過年度分の一括納付を依頼し、早期回収を図る。 ・納付が滞った場合は、直ちに電話や書面等により催告を行う。催告に応じない納付者や滞納を繰り返す納付者については、速やかに訪問や財産調査等による実情調査を行い、滞納処分(差押え等)を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回払いの分割納付者に対し、納付書を送付する前に送付時期・納付期限・金額等を文書で通知し、期限内の納付を促進する。併せて納付者に繰上納付の検討を依頼し、早期回収を図る。 ・納付が滞った場合は、直ちに電話・書面により催告する。催告に応じない場合は、訪問を実施し、催告及び実態調査をする。再三の催告に応じない場合は、納付期限を繰り上げ、速やかに財産調査等の実情調査を行い、滞納処分(差押え等)の手続きを進める。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・8月に書面により債務の残高を通知し、納付の促進を図った。併せて分納中の過年度分の一括納付を依頼し、早期回収を図った。 ・滞納した者に対しては、直ちに電話や書面による催告をし、応じない場合は訪問による催告をした。 ・再三の催告に応じない滞納者に対しては、訪問等による実態調査を行い、滞納原因を分析し、対策を検討した。更に並行して財産調査を行い、更に並行して財産調査を行い、滞納処分の検討及び差押えを行った。 <p>(取組結果) 催告による納付: 19件(うち、完納6件) 交付要求: 1件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・8月、12月、3月に債務の残高等の通知文書を納付者に送付し、期限内の納付の促進を図った。併せて分割納付期限の繰上げの検討を依頼し、早期回収を図った。 ・滞納した者に対しては、直ちに電話や書面による催告をし、応じない場合は訪問による催告をした。 ・再三の催告に応じない滞納者に対しては、訪問等による実態調査を行い、滞納原因を分析し、対策を検討した。更に並行して財産調査を行い、滞納処分の検討及び差押えを行った。 <p>(取組結果) 催告による徴収: 5件(うち、完納1件) 分割納付期限の繰上げ: 2件(うち、完納2件)</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・納付が滞った場合に直ちに電話や書面、訪問等による催告をしても、それに応じない納付者や滞納を繰り返す納付者がいる。 ・家計の悪化(収入減少等)により、納付が滞る場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家計の悪化(収入減少等)により、納付が滞る場合がある。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問等による催告を強化する。改善が認められない納付者については、速やか財産調査等の実情調査を行い、滞納処分等を実施する。 ・過年度分を分納中の納付者に一括納付を依頼し、早期回収を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分納者に対して納付期限の繰上げの検討を促すことにより早期回収を図り、将来の未収金の発生を抑制する。 ・催告に応じない場合は、速やかに財産調査等の実情調査を行い、滞納処分等の手続きを進める。

5. 令和元年度の取組内容 (1. 「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4. 「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納付者1名につき年1回以上、残高を文書で通知し、納付意識の向上を図る。併せて分納中の過年度分の一括納付を依頼し、早期回収を図る。 ・現在作成中の換地清算金の徴収業務にかかる処理方針に基づいて収入(自主納付・強制徴収)によって完納するか、滞納処分の停止を経て不納欠損処理して完結させるものとして滞納者の支払い能力の見極めを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分納者に対して納付期限の繰上げの検討を促すことにより早期回収を図り、将来の未収金の発生を抑制する。 ・現在作成中の換地清算金の徴収業務にかかる処理方針に基づいて収入(自主納付・強制徴収)によって完納するか、滞納処分の停止を経て不納欠損処理して完結させるものとして滞納者の支払い能力の見極めを行う。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	都市整備局	課・担当	区画整理課清算グループ	債権整理番号(3ケタ)	007	債権名	工事請負契約解除利息	債権区分	私債権
----	-------	------	-------------	-------------	-----	-----	------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	247		247			0	247	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	247
平29実績	247		247			0	247	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	247
平30当初目標	247		247		247	247	0	0.0%	100.0%				0	0	-	-	0.0%	100.0%	0
平30実績	247		247			0	247	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	247
令元当初目標	0		0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	247		247		247	247	0	0.0%	100.0%				0	0	-	-	0.0%	100.0%	0
令2当初目標	0		0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	状況	回収債権										整理債権						合計 ①~⑯			
		③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧	⑤	⑦	⑥						
		① 滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 差押手続中のもの又は交付要求中のもの	⑤ 差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、納付交渉中のもの	⑩ 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りのないもの	⑪ 所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	⑮ 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの				
過年度	件数																		1	1	1
過年度	残高																		247	247	247
現年度	件数																		0	0	0
現年度	残高																		0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	247

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・債権回収対策室との協議により徴収停止を行う。	—
取組実績	・平成31年1月23日に徴収停止の決裁が完了した。	—
課題	—	—
改善策	—	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・消滅時効が完成していることから、議会において債権放棄の承認決議を得る。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	都市整備局	課・担当	建設課団地再生G 住環境整備課市街地再開発G	債権整理番号(3ケタ)	008	債権名	賃料相当損害金	債権区分	私債権
----	-------	------	---------------------------	-------------	-----	-----	---------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「ー」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	2,434		2,434	0	0	0	2,434	0.0%	0.0%	1,995	219	0	219	1,776	11.0%	11.0%	4.9%	4.9%	4,210
平29実績	4,210		4,210	0	0	0	4,210	0.0%	0.0%	300	219	0	219	81	73.0%	73.0%	4.9%	4.9%	4,291
平30当初目標	1,694		1,694	0	0	0	1,694	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,694
平30実績	4,291		4,291	0	0	0	4,291	0.0%	0.0%	300	137	0	137	163	45.7%	45.7%	3.0%	3.0%	4,454
令元当初目標	1,694		1,694	0	0	0	1,694	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,694
令元努力目標	4,454		4,454	2,760	0	2,760	1,694	62.0%	62.0%	300	300	0	300	0	100.0%	100.0%	64.4%	64.4%	1,694
令2当初目標	1,694		1,694			0	1,694	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,694

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯					
	③-C ①	③-D ②	③-E、F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑤ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯		整理債権 ⑩~⑯ 計				
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行なったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	合計 ①~⑯
	過年度	件数		2							2									1	1	3
現年度	残高		2,597							2,597									1,694	1,694	4,291	
過年度	件数		1							1									0	0	1	
現年度	残高		163							163									0	0	163	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	4	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	4
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	4,454

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<p>【建設課分】 ・債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p> <p>【住環境整備課分】 債務者に対して納付を促していく。</p>	<p>【建設課分】 ・毎月発生する現年度分については、毎月納入通知書を送付し、納付の遅れが生じないように指導する。 ・債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p>
取組実績	<p>【建設課分】 ・債務者2人に対し4月、7月、10月、1月、3月に訪問勧告・協議を行い、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付した随契売却交渉を行った。</p> <p>【住環境整備課分】 債務者に対し納付を促したが、生活困窮状態であり納付できないとの申し出を受けたため、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づき、履行延期の手続きを行った。</p>	<p>【建設課分】 ・毎月発生する債務者2名の損害金について、現年度分は毎月納入通知書、納付のお知らせを送付し、納付の遅れが生じないよう収納管理を行った。 ・債務者1人に対し8月、11月に未納分の支払催告書を送付し勧告を行った。 ・債務者2人に対し4月、7月、10月、1月、3月に訪問勧告・協議を行い、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付した随契売却交渉を行った。</p>
課題	<p>【建設課分】 債務者の2人について、納付が滞っているため、完納に向けた交渉を行う必要がある。</p> <p>【住環境整備課分】 債務者が生活困窮者であるため、納付が難しい状況にある。</p>	<p>・債務者の1人について、納付が滞っているため、完納に向けた交渉を行う必要がある。</p>
改善策	<p>【建設課分】 債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p> <p>【住環境整備課分】 債務者の生活状況の把握に努める。</p>	<p>・債務者の1人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p>

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<p>【建設課分】 債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p> <p>【住環境整備課分】 債務者の生活状況を把握しながら引き続き納付を促し、必要に応じて履行延期手続き等、適切な処理を行っていくこととする。</p>	<p>・債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p>

未収債権の目標及び具体処理策

所属	都市整備局	課・担当	住宅部保全整備課	債権整理番号(3ケタ)	009	債権名	地代相当損害金	債権区分	私債権
----	-------	------	----------	-------------	-----	-----	---------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	865		865	313		313	552	0	0	1,075	996		996	79	1	1	1	1	631
平29実績	631		631	62		62	569	0	0	58	51		51	7	1	1	0	0	576
平30当初目標	583		583	112		112	471	0	0	0	0		0	0	-	-	0	0	471
平30実績	576		576	86		86	490	0	0	0	0		0	0	-	-	0	0	490
令元当初目標	471		471	111		111	360	0	0	0	0		0	0	-	-	0	0	360
令元努力目標	490		490	154		154	336	0	0	0	0		0	0	-	-	0	0	336
令2当初目標	336		336	137		137	199	0	0	0	0		0	0	-	-	0	0	199

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯			
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑧ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯				
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計	合計①~⑯
	非強制公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの							債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの		法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの					
過年度	件数		117	16							133							0	133	
	残高		439	51							490							0	490	
現年度	件数										0							0	0	
	残高										0							0	0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	19	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	133
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	490

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送・電話による催促や時間帯を変えての自宅訪問を行い、滞納解消に向け納付指導を行う。 ・訴訟案件については、費用対効果を考慮しながら財産差押等の強制執行も視野に進める。 ・訴訟案件以外については、費用対効果を考慮しながら関係局と協議し、損害賠償請求の法的措置の検討を行う。 	—
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本人死亡のため調査中のものを除く全債務者に、納付を求める文書を送付(平成30年9月) ・夜間訪問により債務者と面談して納付指導を行い、1名は完納に至った。 	—
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者ごとの債務額が低額なので、比較的費用が掛からない支払督促によったとしても、異議申し立てにより通常訴訟に移行した場合、回収に係る費用が債務を上回る。 また、車両は全て撤去されており、現在は市営住宅敷地の不適正使用状態が解消されているため、異議申し立てを受ける可能性が高い。 そのため、法的措置への移行は費用対効果を鑑みて慎重な検討を要する。 ・過去に駐車していた期間の損害金であるため、車両を撤去したことや、市営住宅を退去したことにより支払いに対する意識が薄れている。 	—
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・市内及び周辺地域に居住している債務者へは、夜間訪問等により直接接触を図り、納付指導を行う。 ・督促文書の内容に、あらためて損害金についての説明を記載する等して、納付への意識を高める。 	—

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き郵送・電話による催促や時間帯を変えて居住地を訪問し、滞納解消に向け納付指導を行う。 ・現在も市営住宅へ入居している債務者へは、家賃収納と連携して指導を行う。 	—